

議案第 5 3 号

行政財産（旧鐘淵中学校）の用途変更及び所属換えについて

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり用途変更及び所管換えを行う。

（提案理由）

旧鐘淵中学校用地を活用し、（仮称）総合運動場整備事業を進めるため、行政財産の用途変更及び所属換えを行う必要がある。

行政財産（旧鐘淵中学校）の用途変更及び所属換えについて

1 理由

旧鐘淵中学校用地を活用し、（仮称）総合運動場整備事業を進めるため、行政財産の用途変更及び所属換えを行う。

2 所在地

ア 住居表示

墨田区堤通二丁目 1 1 番 1 号

イ 地 番

墨田区堤通二丁目 1 6 1 2 番 2 4、1 6 1 2 番 4 8、1 6 1 2 番 4 9

3 用途変更及び所属換えをする行政財産

台帳番号 6 3 1 2

種 類	種 目	名 称	数 量
土地	敷地	旧鐘淵中学校	16,427.04 m ²
建物	事務所建	旧鐘淵中学校校舎・屋内運動場・プール	7,705.22 m ²
建物	倉庫建	〃 倉庫	79.38 m ²
建物	雑屋建	〃 楽焼小屋	17.52 m ²
建物	倉庫建	〃 倉庫	17.43 m ²
工作物	門	旧鐘淵中学校門	3
工作物	炉	〃 塵芥焼却炉	1
工作物	かこい	〃 防球フェンス	40.00m
工作物	かこい	〃 塀	126.00m
立木	樹木	旧鐘淵中学校	757

4 用途変更及び所属換え日

平成 2 8 年 8 月 1 日

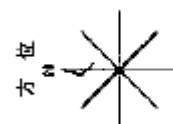
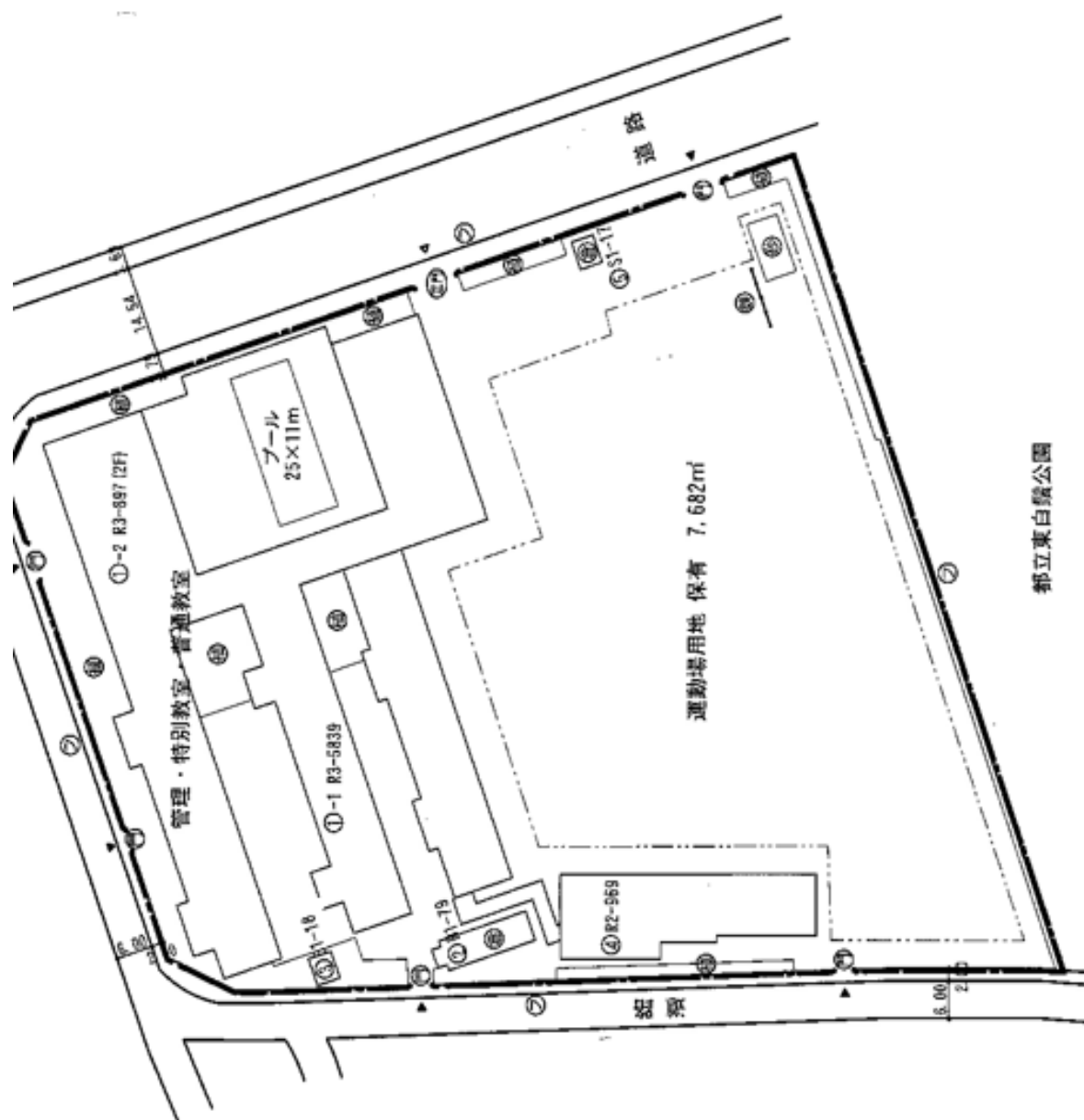
5 行政財産の新用途及び新所属

（ 1 ）（仮称）総合運動場の用途に供する

（ 2 ）スポーツ振興課

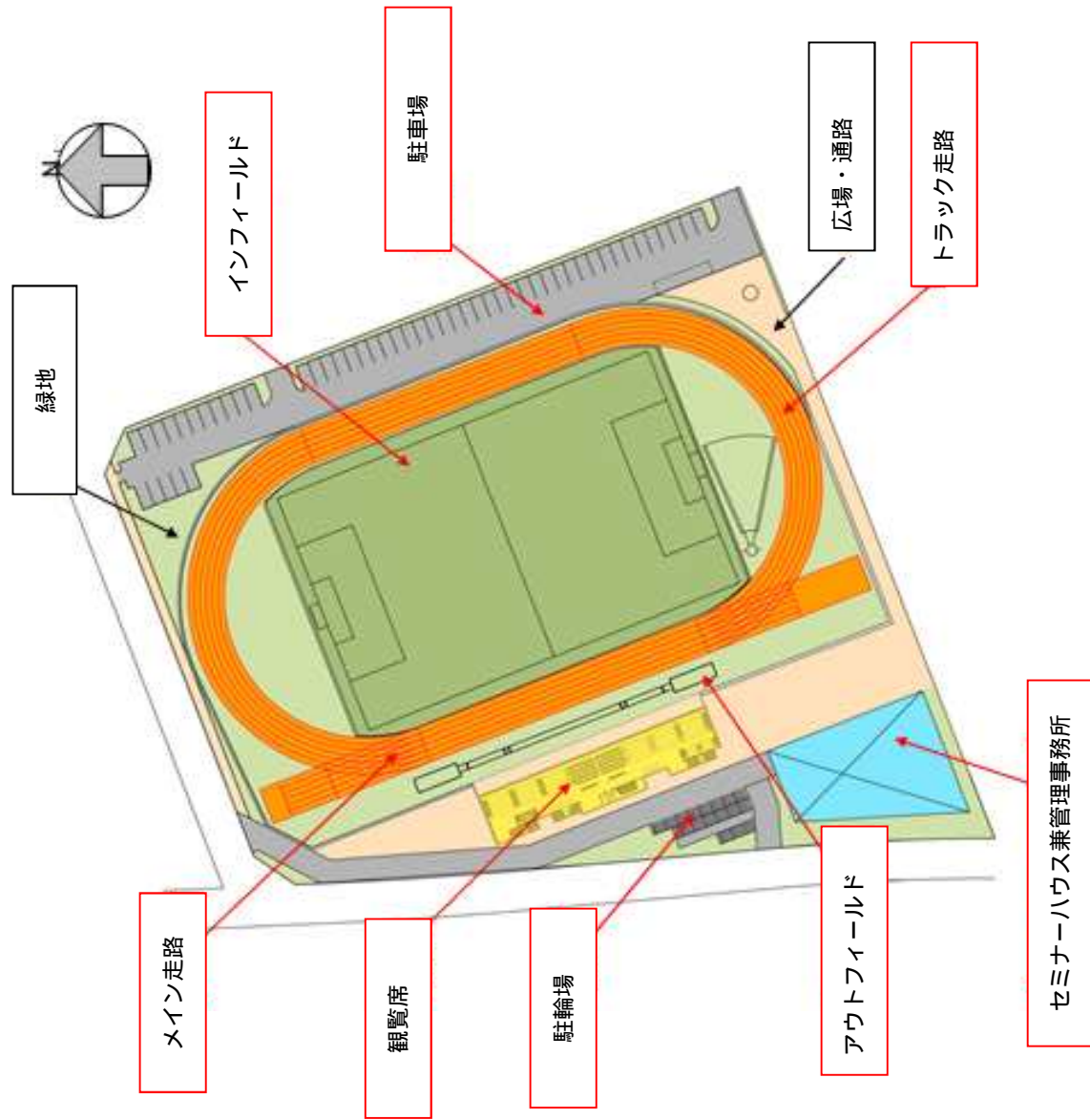
【案内図】





(北に矢印を付す)

配置図（案）



議案第 5 4 号

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり改正する。

（提案理由）

行政財産（旧鐘淵中学校）の用途廃止に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則（案）

墨田区立学校施設使用条例施行規則（平成 13 年墨田区教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項第 4 号を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

墨田区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
付 則 3 条例付則第三項の規定に基づき、現に区立学校の用に供されないもののうち教育委員会が指定する施設は、次のとおりにする。 (1) 旧木下川小学校 (2) 旧隅田小学校 (3) 旧向島中学校	付 則 3 条例付則第三項の規定に基づき、現に区立学校の用に供されないもののうち教育委員会が指定する施設は、次のとおりにする。 (1) 旧木下川小学校 (2) 旧隅田小学校 (3) 旧向島中学校 <u>(4) 旧鐘淵中学校</u>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

墨田区文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙の者に委嘱する。

（提案理由）

墨田区文化財保護条例（昭和 57 年墨田区条例第 21 号）第 25 条の規定に基づき、委嘱する必要がある。

第18期墨田区文化財保護審議会委員名簿

任期：平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

	氏名	現職又は経歴	専門分野	任期	備考
継続	谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院教授	考古	第6期(平成4年7月)から	
	中村 ひろ子	元神奈川大学 歴史民俗資料学研究科教授	民俗	第10期(平成12年7月)から	第17期副会長
	中川 武	早稲田大学 名誉教授	建築史	第11期(平成14年7月)から	第17期会長
	塩澤 寛樹	群馬県立女子大学 文学部教授	彫刻史	第16期(平成24年7月)から	
	今井 達	白鬚神社宮司	地域資料	第16期(平成24年7月)から	
	中野 達哉	駒澤大学 文学部教授	近世史	第16期(平成24年7月)から	
	小澤 弘	淑徳大学 人文学部客員教授	日本美術史 日本芸術文化史	第17期(平成26年7月)から	

議案第 56 号

平成 28 年度中学校スポーツ施設開放指導員の委嘱について（追加）

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙の者に委嘱する。

（提案理由）

平成 28 年度中学校スポーツ施設開放事業の実施に伴い、墨田区スポーツ開放校基本要綱第 5 条に基づく指導員を各学校に配置する必要がある。

平成 28 年度中学校スポーツ施設開放指導員の委嘱について

1 趣 旨

平成 28 年度中学校スポーツ施設開放事業の実施に伴い、「墨田区スポーツ開放校基本要綱」第 5 条に基づく指導員を各学校に配置する必要がある。

2 委嘱対象者

御園 忠章（みその ただあき） 新任

3 交付主体

墨田区教育委員会教育長

4 交付日

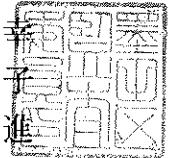
平成 28 年 6 月 3 日（金）



28墨監第 41 号
平成28年5月20日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員 板 橋 秀
同 福 島 優
同 加 納 進



平成27年度定期監査（第2回）等の結果に基づき区長等が講
じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり
措置結果を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
平成28年5月20日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

平成 27 年度定期監査（第 2 回）等の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 28 年 5 月 20 日

墨田区監査委員	板 橋 秀 幸
同	福 島 優
同	加 納 進



28墨総総第125号

平成28年4月20日

墨田区代表監査委員

板 橋 秀 幸 様

墨田区長 山本 亨

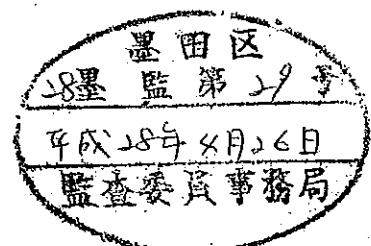


平成27年度定期監査（第2回）及び随時監査の
結果に基づき講じた措置等について（通知）

平成28年3月22日付け27墨監第208号により通知された「平成27年度定期
監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（通知）」による監査指摘事項及び監
査委員意見に対して、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
(1) 指摘事項 ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 (ア) 事業実施の起案文書がないものがあった。(観光課、防災まちづくり課) (イ) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(すみだ中小企業センター) (ウ) 事案の決定権者の押印がないまま、事務事業が行われているものがあった。(国保年金課、生活福祉課、本所保健センター、都市計画課) イ 特殊勤務手当で、年次有給休暇取得日等の対象業務に従事していない日に支給されているものがあった。(すみだ清掃事務所、障害者福祉課、本所保健センター) ウ 「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、利用状況報告書で定期利用保育の延べ利用児童数に誤りがあったため、実績より多くの補助金が交付されていた。(子ども課)	(ア) 事業の実施原議を作成し、適正な事務処理を徹底する。 (イ) 正しい決定区分に訂正を行った。今後は適正な処理を行う。 (ウ) 事案の決定権者の押印を確認した。今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。 イ 取消しを行い還付した。今後はチェック体制を徹底する。 ウ 訂正し、補助金を還付させた。今後このようなことがないようチェック体制を強化する。

平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 適切な事務の執行について これまでの定期監査の実施により明らかとなった不適切な事務処理については、指摘事項や指導・注意事項として示してきたが、同様なことが繰り返されている。事案の決定手続を誤り、事務事業が行われていたもの、特殊勤務手当を誤って支給していたもの、現金出納簿を備えていないもの、主管課契約で分割発注しているもの、業務委託契約において、その効果が十分に検証されていないものなどがあった。 これらの不適切な事例の主な要因は、財務会計事務、出納事務に係る内部統制の不足、執行した事務の検証不足、法令・条例等の規定の確認不足などが挙げられる。財務会計事務を含め事務処理のミスが発生すると、その対応に多大な経費が必要になるばかりでなく、区政への信頼が低下するおそれもある。 再発防止策として、庶務や財務会計システムによる事務処理の理解に向けた取組が必要であり、職員の仕事の遂行において必要な知識の習得ができるようにすること並びに適正な事務の実施に向け、マニュアルの再整備や研修の実施に努められたい。 また、地方公共団体における事務が、拡大・高度化し、それを担う職員の負担が増加していることも要因になっている。管理・監督する立場の職員が適切に業務をマネジメントするなどの対応を要望する。職場環境を含めた組織全体の体制、機能強化の取組	(1) 財務会計研修の充実や「会計事務の手引き」の活用を図るとともに、全庁的に誤りの多い事例については、適正な会計事務を確実に遂行できるよう、随時、各課に注意喚起の通知をする等、各課の会計事務能力の向上を図っていく。また、事務処理ミスを繰り返す課に対しては、必要に応じて個別に重点的な指導を行っていく。 さらに、事務事業の実施にあたっては、必ず事案決定を行うことを指導するとともに、個々の職員の必要知識を習得するための研修に参加できるよう職場全体に呼びかけた。 今後は、同様な過ちを繰り返すことのないよう、管理・監督者による業務のマネジメントも含め、適正に事務を実施していく。

と職員個々の意識の向上の取組を併せて進められたい。 昨年度の監査委員意見でも述べたが、同様な過ちを繰り返さぬようなりスク回避に向け、内部統制に関する方針や推進体制の構築に向けて検討することも改めて要望する。 (2) 補助金事務の執行について 今回の監査では、補助金の交付事務を5つの段階に分け、それぞれがどのように行われているかについて監査を実施した。 1 補助金交付基準について 2 団体に対する執行の確認について 3 補助金精算金額の確定について 4 実績報告について 5 効果測定について この結果、特に留意するものは、次の3点である。 1 点目は、指摘事項にある実績額の算定において誤りが判明したことである。補助対象経費の規定等に明確でない部分があったことに加え、実績確認において明確な審査基準が設けられていなかったことも誤りに起因すると思われる。 マニュアルやチェックシートを作成するなど、組織内の誰が審査を実施しても一定の水準が確保できる仕組みづくりを行う必要がある。 2 点目は、所管課が補助金を継続的に交付している補助団体の場合は、事業の実績確認が不十分となる傾向が見受けられたことである。特に経費の確認において、実績報告書に記載された収支などの数値そのものの正確性については、実績報告書だけでは客観的な確証が得られないことから、出納簿、領収書等との照合など一定の経理審査を実施する必要がある。	(2) 補助金の今日性については、御意見にもあるとおり、墨田区区民行政評価委員会の中でも同様の指摘がある。平成28年度は、3か年行ってきた区民行政評価委員会の最終年であることから、補助金の交付や見直しなどの基準策定について検討していく。
---	---

3点目は、補助金は公益上必要であると判断される場合に交付されるものであるが、その必要性の判断に当たっては、補助金の目的や効果を十分精査する必要があることである。その上で、補助対象事業の範囲や補助率の見直しを行うとともに、社会情勢の変化に伴い、必要性の低下した補助金の廃止・縮小や補助目的が類似した補助金の整理・統合を図る必要がある。限られた財源の中で、今後予想される新たな行政需要に的確に対応していくためには、補助金の交付事務について不断の見直しが不可欠である。

墨田区区民行政評価委員会が、区が実施する補助金事業の評価を平成26年度から3か年かけて行っている。平成26年度及び平成27年度の評価結果は、年度ごとに取りまとめられ、報告書として区に提出されている。これらの評価も参考にしながら、監査結果に示した点にも留意しつつ、より効果的な執行に努められるよう期待する。



28墨総第162号

平成28年4月26日

墨田区代表監査委員

板 橋 秀 幸 様

墨田区長 山本

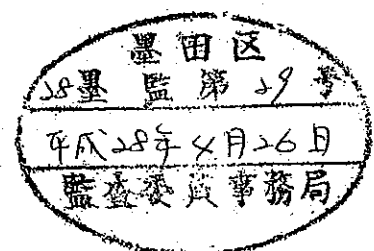


平成27年度随時監査の結果に基づき講じた措置等について (通知)

平成28年3月22日付け27墨監第208号により通知された「平成27年度定期監査(第2回)及び随時監査の結果の取扱いについて(通知)」による随時監査(その1)随時監査(その2)について別紙のとおり措置を講じたので通知します。

【担当】

総務部総務課庶務係 鈴木 内3802



平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その1）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 工事件名 菊柳橋取付道路工事 工事技術調査では特に大きな指摘事項はなかったが、今後の工事を進めるうえでの改善を要する点として、いくつかの提言があった。これらの事項が既に改善されていることを実地監査において確認した。 工事資材は搬入から使用までの一定期間、現場で保管されることがあるが、この保管が適切に行われなければ品質に影響を及ぼし、結果的に工事の質を落とすことや事故につながりかねない。また、工事での発生材を分別したにもかかわらず、保管場所でもリサイクル資材と廃材が混在しているのは、誤って双方が紛れ込むこともあり、場合によっては再度分別作業が必要になることもある。 資材等の適切な管理は、その品質保持の面のみならず、現場スペースの有効活用や効率的で安全な作業につながるものと考えられる。さらに、整理の行き届いた現場は、区民の公共工事に対するイメージアップの効果も期待できる。 本工事だけでなく、今後の工事においても工事現場の適切な管理に努められたい。	搬入した資材については、使用までの間品質保持のため台木を敷いた上に載せネットで資材を覆い、また、発生した資材については、リサイクル品と処分品に分離・分別を行っている。 今後も引き続き、整理・保管を徹底し、適切な現場管理に努めていく。

平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

随時監査（その2）

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 工事件名 ア すみだ北斎美術館新築工事 イ すみだ北斎美術館新築に伴う電気設備工事 ウ すみだ北斎美術館新築に伴う空気調和設備工事 エ すみだ北斎美術館新築に伴う給排水設備工事 工事技術調査では特に大きな指摘事項はなかった。 昨年度、「すみだ北斎美術館新築工事」を対象とし、着工後早々に監査を実施した。当時の工事進捗率は23.3%であったが、今回の同工事の工事進捗率は92.5%となった。電気、空気調和、給排水の設備工事も含め、工事は予定どおりに進行しており建物の全体像も見えてきた。 昨年度の監査において、「美術館という特性から高度な設計となっているので、工事施工に際しては、こうしたことを踏まえて万全を期して施工されたい。」との意見を述べた。難しいと思われた工程に関しても適切な施工が行われており、確かな技術力を垣間見る事ができた。今後は仕上げにかかる工程や、機器類の設置、試験、調整といったものになっていくが、この中にもまだいくつかの難しい作業が控えている。さらに、それぞれの工事が佳境に入的过程中、工事間の取り合いや現場内の混雑も予想される。引き続き施工者、監理者等との連携のもと、円滑で良質な施工に努められ、工期内に工事を完了されたい。	本件の事故は重い設備機器を平台車から降ろす作業において発生したものである。 事故対策として、次のことを講じた。 1 作業前に安全対策を考えKY（危険予知）等で作業者個人の役割を定める。 2 据付ける設備機器等の重さや大きさに見合った人数で対処する。 3 作業者相互で声を掛け合うとともに、作業者相互の状況を確認しながら作業する。 4 転倒防止措置安全ロープ等を用いて転倒その他事故防止処置を施して作業を行う。 今後も安全確保に万全を期すよう努める。

また、残念ながら電気設備工事において、軽微なものであるが事故が発生している。安全面の確保についても、事故発生を未然に防ぐよう万全の対策を施され工事にあたっていただきたい。



28墨教庶第101号

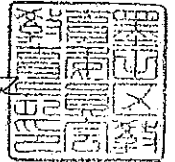
平成28年4月18日

墨田区代表監査委員

板 橋 秀 幸 様

墨田区教育委員会教育長

加 藤 裕



平成27年度定期監査（第2回）及び随時監査の結果の取扱いについて（報告）

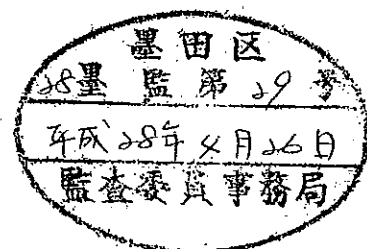
平成28年3月22日付け27墨監第208号により通知のあったこのことについて、
別紙のとおり措置を講じたので報告します。

【担当】

教育委員会事務局

庶務課庶務・教職員担当

上野（内線5103）



平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 （ア）事業実施の起案文書がないものがあった。	ア 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。 （ア）速やかに事業実施について起案し、決定を受けた。

平成27年度定期監査（第2回）の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
(1) 適切な事務の執行について これまでの定期監査の実施により明らかとなった不適切な事務処理については、指摘事項や指導・注意事項として示してきたが、同様なことが繰り返されている。事案の決定手続を誤り、事務事業が行われていたもの、特殊勤務手当を誤って支給していたもの、現金出納簿を備えていないもの、主管課契約で分割発注しているものの、業務委託契約において、その効果が十分に検証されていないものなどがあった。 これらの不適切な事例の主な要因は、財務会計事務、出納事務に係る内部統制の不足、執行した事務の検証不足、法令・条例等の規定の確認不足などが挙げられる。財務会計事務を含め事務処理のミスが発生すると、その対応に多大な経費が必要になるばかりでなく、区政への信頼が低下するおそれもある。 再発防止策として、庶務や財務会計システムによる事務処理の理解に向けた取組が必要であり、職員の事務の遂行において必要な知識の習得ができるようにすること並びに適正な事務の実施に向け、マニュアルの再整備や研修の実施に努められたい。 また、地方公共団体における事務が、拡大・高度化し、それを担う職員の負担が増加していることも要因になっている。管理・監督する立場の職員が適切に業務をマネジメントするなどの対応を要望する。職場環境を含めた組織全体の体制、機能強化の取組と職員	(1) 適切な事務の執行について 関係諸規定の遵守、内部統制の強化等を行い、今後は同じ過ちを繰り返さないよう、適切な事務の執行に努める。

個々の意識の向上の取組を併せて進められたい。 昨年度の監査委員意見でも述べたが、同様な過ちを繰り返さぬようなりスク回避に向け、内部統制に関する方針や推進体制の構築に向けて検討することも改めて要望する。 (2) 補助金事務の執行について 今回の監査では、補助金の交付事務を5つの段階に分け、それぞれがどのようなに行われているかについて監査を実施した。 1 補助金交付基準について 2 団体に対する執行の確認について 3 補助金精算金額の確定について 4 実績報告について 5 効果測定について この結果、特に留意するものは、次の3点である。 1 点目は、指摘事項にある実績額の算定において誤りが判明したことである。補助対象経費の規定等に明確でない部分があったことに加え、実績確認において明確な審査基準が設けられていなかったことも誤りに起因すると思われる。 マニュアルやチェックシートを作成するなど、組織内の誰が審査を実施しても一定の水準が確保できる仕組みづくりを行う必要がある。 2 点目は、所管課が補助金を継続的に交付している補助団体の場合は、事業の実績確認が不十分となる傾向が見受けられたことである。特に経費の確認において、実績報告書に記載された収支などの数値そのものの正確性については、実績報告書だけでは客観的な確認が得られないことから、出納簿、領収書等との照合など一定の経	(2) 補助金事務の執行について 墨田区民行政評価の結果、監査結果等を踏まえ、今後も適正な補助金事務の執行に努める。
---	--

理審査を実施する必要がある。

3点目は、補助金は公益上必要であると判断される場合に交付されるものであるが、その必要性の判断に当たっては、補助金の目的や効果を十分精査する必要があることである。その上で、補助対象事業の範囲や補助率の見直しを行うとともに、社会情勢の変化に伴い、必要性の低下した補助金の廃止・縮小や補助目的が類似した補助金の整理・統合を図る必要がある。限られた財源の中で、今後予想される新たな行政需要に的確に対応していくためには、補助金の交付事務について不断の見直しが不可欠である。

墨田区行政区評価委員会が、区が実施する補助金事業の評価を平成26年度から3か年かけて行っている。平成26年度及び平成27年度の評価結果は、年度ごとに取りまとめられ、報告書として区に提出されている。これらの評価も参考にされながら、監査結果に示した点にも留意しつつ、より効果的な執行に努められるよう期待する。

28 墨議第 204 号
平成 28 年 5 月 25 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者

様

墨田区議会事務局長
浜 田 将 彰
（公印省略）

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

平成 28 年 5 月 25 日開会の第 1 回墨田区議会臨時会において、下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
議 長	さか した おさむ 坂 下 修	墨田区向島 3-18-10	3626-2524	自由民主党
副議長	じんの ひろよし じんの 博義	墨田区向島 5-29-2	3623-3699	公 明 党

(平成28年5月25日現在)

企画総務 委員会 (8人)	田 中 邦 友 (自 民 党)
	○佐 藤 篤 (自 民 党)
	しもむら 緑 (自 民 党)
	井 上 ノエミ (新 す み)
	おおこし 勝 広 (公 明 党)
	あ べ きみこ (民 進 党)
	樋 口 敏 郎 (自 民 党)
	高 柳 東 彦 (共 産 党)
区民文教 委員会 (8人)	加 納 進 (公 明 党)
	○加 藤 拓 (自 民 党)
	村 本 ひろや (共 産 党)
	渋 田 ちしゅう (民 進 墨)
	堀 よしあき (民 進 党)
	沖 山 仁 (自 民 党)
	瀧 澤 良 仁 (自 民 党)
	千 野 美智子 (公 明 党)
産業都市 委員会 (8人)	木 内 清 (自 民 党)
	○松 本 ひさし (自 民 党)
	坂 井 ユカコ (自 民 党)
	大 瀬 康 介 (墨 田 才)
	としま 剛 (共 産 党)
	高 橋 正 利 (公 明 党)
	じんの 博 義 (公 明 党)
	西 村 孝 幸 (き ず な)
福祉保健 委員会 (8人)	と も 宣 子 (公 明 党)
	○中 沢 えみり (自 民 党)
	はねだ 福 代 (公 明 党)
	あさの 清 美 (共 産 党)
	福 田 はるみ (自 民 党)
	は ら つとむ (共 産 党)
	坂 下 修 (自 民 党)
	田 中 哲 (き ず な)

議会運営 委員会 (9人)	沖 山 仁 (自 民 党)
	○高 橋 正 利 (公 明 党)
	松 本 ひさし (自 民 党)
	佐 藤 篤 (自 民 党)
	中 沢 えみり (自 民 党)
	あ べ きみこ (民 進 党)
	加 納 進 (公 明 党)
	田 中 哲 (き ず な)
	高 柳 東 彦 (共 産 党)

(備考)

委員長

○副委員長

(自 民 党) 墨田区議会自由民主党

(公 明 党) 墨田区議会公明党

(共 産 党) 日本共産党墨田区議会議員団

(き ず な) 地域連合「すみだの絆」

(民 進 党) 墨田区議会民進党

(墨 田 才) 墨田オンブズマン

(新 す み) 新しいすみだ

(民 進 墨) 墨田区議会民進党墨田の会

墨田区議会特別委員会委員名簿

(平成28年5月25日現在)

都市開発・災害対策 特別委員会 (10人)	瀧澤 良 仁 (自 民 党)
	○としま 剛 (共 産 党)
	松 本 ひさし (自 民 党)
	はねだ 福 代 (公 明 党)
	渋谷 ちしゅう (民 進 墨)
	堀 よしあき (民 進 党)
	加 藤 拓 (自 民 党)
	樋口 敏 郎 (自 民 党)
	加 納 進 (公 明 党)
	千 野 美智子 (公 明 党)
行財政改革等 特別委員会 (10人)	高 柳 東 彦 (共 産 党)
	○しもむら 緑 (自 民 党)
	佐 藤 篤 (自 民 党)
	井 上 ノエミ (新 す み)
	あさの 清 美 (共 産 党)
	と も 宣 子 (公 明 党)
	高 橋 正 利 (公 明 党)
	沖 山 仁 (自 民 党)
	坂 下 修 (自 民 党)
観光対策等調査 特別委員会 (12人)	田 中 哲 (き ず な)
	おおこし 勝 広 (公 明 党)
	○あ べ きみこ (民 進 党)
	坂 井 ユカコ (自 民 党)
	村 本 ひろや (共 産 党)
	大 瀬 康 介 (墨 田 才)
	中 沢 えみり (自 民 党)
	福 田 はるみ (自 民 党)
	じんの 博 義 (公 明 党)
	西 村 孝 幸 (き ず な)
	は ら つとむ (共 産 党)
	田 中 邦 友 (自 民 党)
	木 内 清 (自 民 党)

(備考)

委員長

○副委員長

(自 民 党) 墨田区議会自由民主党

(公 明 党) 墨田区議会公明党

(共 産 党) 日本共産党墨田区議会議員団

(き ず な) 地域連合「すみだの絆」

(民 進 党) 墨田区議会民進党

(墨 田 才) 墨田オンブズマン

(新 す み) 新しいすみだ

(民 進 墨) 墨田区議会民進党墨田の会

28 墨総職第 391 号
平成 28 年 5 月 25 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者

様

総務部長 鈴木 陽子
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（平成 28 年 5 月 25 日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
千 野 美 智 子	東京都墨田区立花五丁目 2 3 番 3 号	区議会議員選出

なお、加納進前委員は、平成 28 年 5 月 24 日をもって退任しました。